

【令和6年度新規事業】(令和8年度までのモデル的事業)

空き店舗の調査・解体費用を補助します

補助率1/2以内 最大300万円(解体費用)

一ノ関駅西側の市街地の新規店舗の出店や集合住宅の建設、不動産取引の活発化などによる遊休資産の利活用の可能性を広げるため、空き店舗の現況調査や解体費用などに対して補助します。

1 補助の対象者

空き店舗の所有者、相続人、所有者等から委任を受けた人(グループも可)

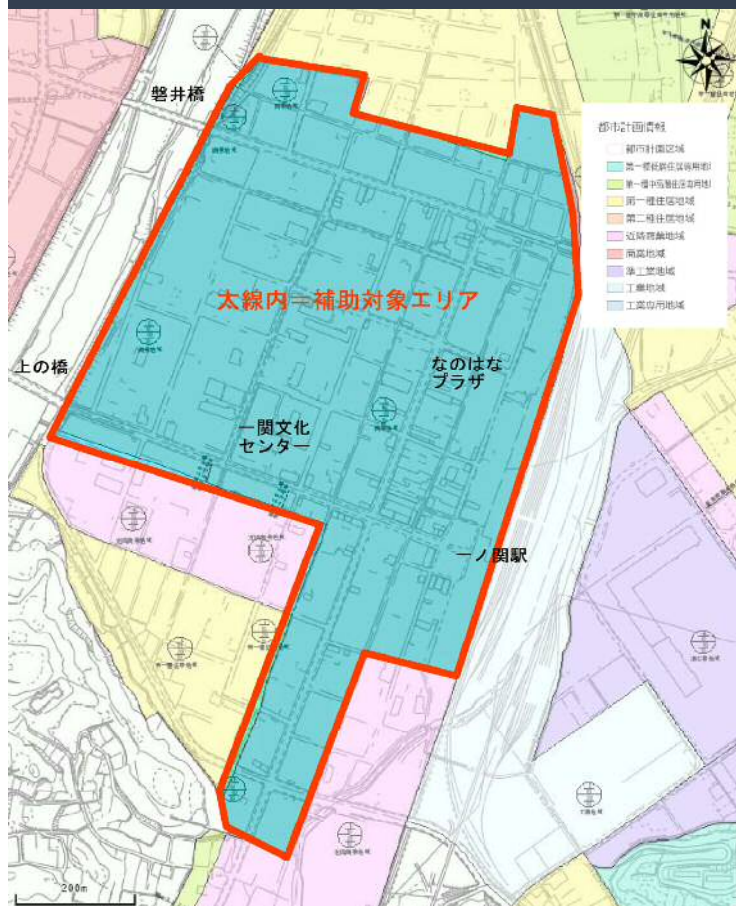
2 補助の要件

以下の全てに該当すること。

- ① 建物の権利者全員から事業実施の同意が得られていること。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 暴力団員等でないこと。
- ④ 市内の建設業許可業者と請負契約すること。

3 補助の対象エリア

一ノ関駅西側から磐井川東側における都市計画区域内の商業地域



4 補助の対象

事業実施時点で使用されていないことが常態である店舗を対象として、以下に該当するもの

- ① 現況調査等事業
現況や構造調査、法令等適合調査、アスベスト調査、設計業務など空き店舗の利活用に必要となる委託料
 - ② 解体工事等事業
空き店舗の解体に要する工事費
- ※ 家財の処分費用は除く
※ 利活用計画が無いものは対象外(単なる解体、駐車場利用も含む)
※ 専用住宅の調査・解体は対象外

5 補助率・上限額

- 補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)
- ① 現況調査等事業
空き店舗1件につき 100万円
- ② 解体工事等事業
空き店舗1件につき 300万円

6 申請・手続きの流れ

- ① 交付申請(申請者→市)
事業着手15日前までに
- ② 交付決定(市→申請者)
- ③ 事業着手(申請者)
- ④ 事業完了(申請者)
- ⑤ 実績報告・補助金請求(申請者→市)
- ⑥ 完了検査(市)
- ⑦ 補助金交付(市→申請者)

7 その他

予算に達した時点で受付を打ち切る場合があります。

【申請・問い合わせ窓口】一関市商工労働部商政・労政課

電話:0191-21-8412(直通)

メール:shosei@city.ichinoseki.iwate.jp

